

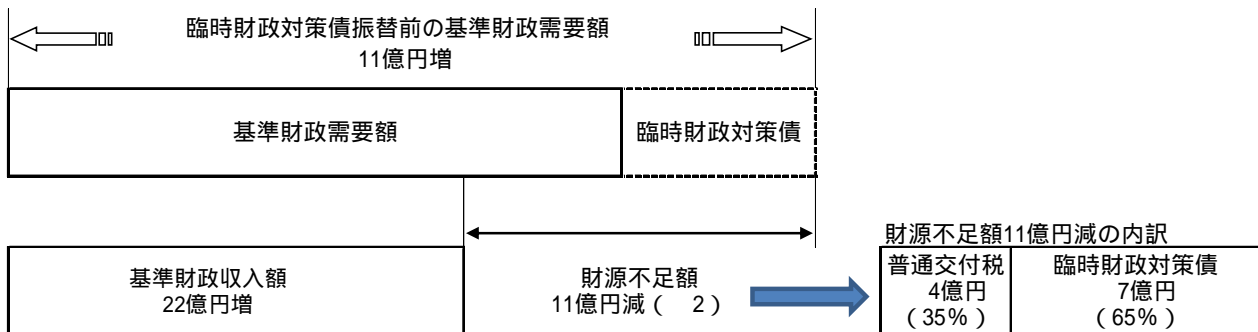
11. 消費税率改正(8 10%)に伴う通年の影響

一般会計 < 歳入(1,099,773) - 歳出(960,404) = 139,369 >

歳入		(単位 千円)
区	分	影響額
地方消費税交付金 (地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費は26・27ページに掲載)		
消費税率改正による地方消費税交付金の増収分 2,199,546 地方消費税交付金は、市への交付までに期間を要するため、増収となるのは平成32年度(2020年度)からであり、平成31年度(2019年度)は、税率改正による影響はない。		2,199,546
普通交付税		
地方消費税交付金の増収分は、普通交付税の算定上、基準財政収入額に全額算入される。また、増収分を財源として実施する社会保障の充実施策の地方負担についても、その全額が基準財政需要額に算入される。本市は普通交付税の交付団体であるため、基準財政収入額の増に伴い財源不足額が縮まり、交付額は減となる。		
・基準財政収入額への影響額 消費税率改正による地方消費税交付金の増収分 2,199,546		1,099,773
・基準財政需要額への影響額 消費税増収分を財源として実施する社会保障の充実分 1,099,773(1)		
1 幼児教育・保育の無償化に係る経費について、平成31年度(2019年度)は国の「子ども・子育て支援臨時交付金」として交付されるため、普通交付税の算定に影響はないが、平成32年度(2020年度)以降は、地方負担の全額が基準財政需要額に算入される。		
計		1,099,773

歳出		影響額		
区	分			
課税対象経費に対し、消費税率10%で算出				
主な課税対象経費				
区	分	消費税率10%分(A)	消費税率8%分(B)	影響額(A-B)
11節	需用費	462,822	370,105	92,717
	うち光熱水費	193,285	154,604	38,681
	うち消耗品費	154,165	123,236	30,929
	うち修繕料	82,618	66,082	16,536
12節	役務費	69,294	55,377	13,917
	うち通信運搬費	41,986	33,557	8,429
13節	委託料	1,862,004	1,489,534	372,470
15節	工事請負費	1,956,783	1,565,416	391,367
計				960,404

(参考) 地方消費税交付金の増収による本市の普通交付税への影響(イメージ)



2 地方消費税交付金の増収分22億円全額が基準財政収入額に算入される一方、社会保障の充実分11億円が基準財政需要額に算入される結果、財源不足額は11億円の減となる。本市では財源不足額の65%が臨時財政対策債に振り替えられるため、臨時財政対策債(発行可能額)が7億円、普通交付税が4億円それぞれ減となる。